

第144回
**定時株主総会
招集ご通知**

開催日時 平成30年6月22日（金曜日）
午前10時

開催場所 兵庫県明石市松の内2丁目2番地
**ホテルキャッスルプラザ
3階「祥福の間」**

決議事項

- 第1号議案
取締役8名選任の件
- 第2号議案
監査役2名選任の件
- 第3号議案
監査役補欠者2名選任の件
- 第4号議案
取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件

東洋機械金属株式会社

証券コード 6210

株 主 各 位

(証 券 コ ー ド 6 2 1 0)
平 成 3 0 年 6 月 7 日
兵 庫 県 明 石 市 二 見 町 福 里 字 西 之 山 5 2 3 番 の 1

東洋機械金属株式会社

取締役社長 十 亀 和 則

第144回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第144回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月21日（木曜日）の営業時間終了時（午後4時30分）までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に記載されたログインID、仮パスワードをご利用になり、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。なお、お手続きの際には、後記の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」（37頁）を必ずご確認くださいようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月22日（金曜日）午前10時
2. 場 所 兵庫県明石市松の内2丁目2番地
ホテルキャッスルプラザ 3階「祥福の間」
(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第144期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）に関する事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第144期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 取締役8名選任の件

第2号議案 監査役2名選任の件

第3号議案 監査役補欠者2名選任の件

第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件

4. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.toyo-mm.co.jp/fia/data.html>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

なお、監査役及び会計監査人の監査には、本招集ご通知の添付書類のほか、この「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

以 上

◎お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。なお、本総会はクールビズで実施いたします。

◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.toyo-mm.co.jp/fia/data.html>）に掲載いたしますのでご了承ください。

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期における国内経済は、企業収益や雇用環境の改善が続き、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方、海外では米国の通商政策による輸出企業への影響、朝鮮半島情勢を巡る警戒感の高まりなど先行き不透明な状況が続きましたが、全体として堅調に推移しました。当社グループの事業に関連する業界は、国内では、堅調な企業業績を背景に需要が安定的に推移しました。また、海外では、欧米や中国、その他アジア新興国の需要が堅調に推移しました。特に中国においては、ローカルスマートフォンや自動車市場が好調に推移したことから需要が増加しました。このような市場環境のもとで、当社グループは、当事業年度を最終年度とする中期計画に基づき、事業活動を推進してまいりました。計画の3本柱である「グローバルでの営業力強化」「市場対応の製品力強化」「生産能力の増強」を重点施策として掲げ、業容の拡大に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、受注高は前期比20.1%増の350億1千9百万円、売上高は前期比11.4%増の308億7千8百万円となりました。このうち、国内売上高は前期比2.1%増の97億6千4百万円、海外売上高は前期比16.4%増の211億1千3百万円となり、海外比率は68.4%となりました。

損益につきましては、売上高が増加したことなどにより、営業損益は前期比12.8%増の20億5千7百万円となりました。また、経常利益は前期比16.9%増の21億3千万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、法人税、住民税及び事業税7億7千9百万円の計上などにより、前期比6.5%減の14億7百万円となりました。

以上のような業績結果によりまして、期末配当につきましては1株当たり15円とさせていただきます。なお、中間配当として1株当たり10円の配当を実施しておりますので、年間の1株当たりの配当額は、前期から比較して8円の増配となり25円となります。

部門別の状況は次のとおりであります。

[射出成形機]

射出成形機につきましては、国内は、自動車及び生活用品関連市場に支えられ、需要が堅調に推移しました。また、海外では、欧州における生活用品及び自動車関連の中大型機の需要が堅調に推移しました。また、中国におけるIT・電子機器関連の小型機やその他のアジアにおける自動車関連の中大型機の需要が好調に推移したことから、受注、売上は増加しました。この結果、国内、海外を合わせた受注高は、前期比25.6%増の261億8千9百万円、売上高は前期比9.6%増の218億7百万円となりました。このうち海外売上高は148億5千6百万円で当部門の68.1%を占めることとなりました。

[ダイカストマシン]

ダイカストマシンにつきましては、国内は、自動車関連を中心に需要が堅調に推移しました。また、海外では、中国やその他のアジア、メキシコにおける自動車関連の需要が堅調に推移したことから、受注、売上は増加しました。この結果、国内と海外を合わせた受注高は、前期比6.2%増の88億2千9百万円、売上高は前期比16.1%増の90億7千万円となりました。このうち海外売上高は62億5千6百万円で当部門の69.0%を占めることとなりました。

(2) 設備投資の状況

当期の設備投資の総額は8億1千8百万円となりました。主な設備投資としましては、加工設備の新規導入及び拡販のためのモニター機や展示機などがあります。

(3) 資金調達の状況

上記設備投資に対する資金は、自己資金により賄っております。

また、運転資金の効率的な調達を行うため、株式会社三井住友銀行と貸出コミットメント契約を継続して締結しております。

貸出コミットメントの総額 1,000百万円

(4) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第141期 平成26年度	第142期 平成27年度	第143期 平成28年度	第144期 平成29年度(当期)
売上高	26,005	26,664	27,707	30,878
経常利益	1,997	1,813	1,822	2,130
親会社株主に帰属する当期純利益	1,631	1,863	1,505	1,407
1株当たり当期純利益 (円)	79.14	92.26	80.06	74.86
総資産	23,368	24,528	26,264	27,813
純資産	13,160	13,934	14,976	16,152
1株当たり純資産額 (円)	630.28	731.87	786.57	846.99

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。

(5) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く市場環境は、国内は、堅調な企業業績による設備投資の増加で、景気は引き続き緩やかに回復すると予想されます。また、海外では、米国経済は堅調さを維持し、アジア新興国においても経済成長が持続すると予想されますが、国際的に深刻化する貿易摩擦への不安や、米国株式市場の下落に端を発した円高の進行などが世界経済に影響を及ぼし、企業の景況感を悪化させる懸念があります。

このような市場環境下ではありますが、当社グループは、平成30年度からスタートした3ケ年の中期計画「TOYO-G-Plan2020」を基本として、グローバル成長戦略を発展させ、グローバル事業の強化による「事業の拡大」、技術力・コスト力・生産力を強化する「事業の成長」を計画の基本方針に掲げ、取組んでまいります。販売面では、受注拡大のための営業力を強化し、グローバル市場への積極的な営業展開で新規成長エリア・市場を開拓して売上の拡大に努めてまいります。製品面では、当社の独自技術とカスタマイズ対応力を活かした顧客価値創造型の新製品群を市場投入し、顧客の商品価値を高める“Customer's Value Up”を引き続き展開してまいります。さらに生産面では、自動化・省人化などを推進して生産技術力を高め、生産能力の拡大と短納期生産への対応を進め、安定した製品供給で物量拡大と同時にコストダウンに努めてまいります。

以上から、次期の業績見通しにつきましては、売上高は前期比3.6%増の320億円、営業利益は前期比16.7%増の24億円、経常利益は前期比12.7%増の24億円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比10.8%増の15億6千万円を見込んでおります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
東洋工機株式会社	20,000 ^{千円}	100%	射出成形機及びダイカストマシン用周辺機器の製造、搬送機の製造及び販売
東洋機械エンジニアリング株式会社	10,000 ^{千円}	100	成形機の保守サービス・据付及び精密金型の販売
東洋機械(常熟)有限公司	47,789 ^{千円}	100	射出成形機及びダイカストマシンの製造及び販売

(注) 連結子会社は上記の重要な子会社3社及びTOYO MACHINERY (M) SDN. BHD.、TOYO MACHINERY (T) CO., LTD.、東曜機械貿易(上海)有限公司、東洋機械金属(広州)貿易有限公司、東金股份有限公司の8社であります。

(7) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

当社グループの製造・販売する主要な製品は、次のとおりであります。

部 門	主 要 な 製 品
射 出 成 形 機	プラスチック射出成形機及び周辺機器
ダ イ カ ス ト マ シ ン	ダイカストマシン及び周辺機器

(8) 主要な事業所（平成30年3月31日現在）

①当社の主要な事業所

事 業 所	所 在 地
本社・工場	兵庫県 明石市
東京支店	東京都 中央区
関西支店	大阪府 東大阪市
中部支店	愛知県 名古屋市
埼玉支店	埼玉県 川口市
西日本支店	兵庫県 明石市
香港支店	中国 香港特別行政区

(注) 東京支店は、平成30年1月5日付にて、東京都港区から移転いたしました。

②子会社の主要な事業所

事 業 所	所 在 地
東洋工機株式会社	兵庫県 明石市
東洋機械エンジニアリング株式会社	兵庫県 明石市
東洋機械（常熟）有限公司	中国 江蘇省 常熟市
TOYO MACHINERY (M) SDN. BHD.	マレーシア セランゴール州
TOYO MACHINERY (T) CO., LTD.	タイ バンコク市
東曜機械貿易（上海）有限公司	中国 上海市
東洋機械金属（広州）貿易有限公司	中国 広東省 広州市
東金股份有限公司	台湾 台北市

(9) 従業員の状況（平成30年3月31日現在）

従業員数	前年度末比増減
706名	25名増

（注）従業員数は、在籍人員であります。

(10) 主要な借入先（平成30年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	540百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	440百万円
株式会社中国銀行	220百万円
株式会社山陰合同銀行	120百万円
株式会社百十四銀行	110百万円
株式会社みなと銀行	20百万円

（注）株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。

2. 会社の株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

- | | |
|----------------|--------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 80,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 20,703,000株（自己株式1,900,380株を含む） |
| (3) 株主数 | 6,648名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,616 ^{千株}	8.60%
宇部興産機械株式会社	1,450	7.71
株式会社日本製鋼所	1,450	7.71
新明和工業株式会社	1,000	5.32
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	809	4.30
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	316	1.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	294	1.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	241	1.28
東洋機械金属従業員持株会	228	1.21
JP MORGAN CHASE BANK 380614	224	1.19

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式数（1,900,380株）を控除して算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 当事業年度末日における取締役及び監査役

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 取 締 役 社 長	十 亀 和 則	
常 務 取 締 役	佐 野 充	生産統括本部長
取 締 役	国 松 清	製造調達本部長
取 締 役	砂 元 一 水	管理本部長
取 締 役	森 克 巳	プラスチック技術本部長
取 締 役	田 畑 禎 章	営業統括本部長兼海外営業本部長
取 締 役	青 山 昌 樹	
取 締 役	市 橋 健	
常 勤 監 査 役	藤 本 隆 之	
監 査 役	下河邊 由 香	弁護士 新明和工業株式会社 社外監査役
監 査 役	高 橋 正 哉	公認会計士・税理士

- (注) 1. 取締役青山昌樹氏及び市橋健氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役下河邊由香氏及び高橋正哉氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査役高橋正哉氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

①就任

平成29年6月23日開催の第143回定時株主総会において、市橋健氏が取締役に、藤本隆之氏が監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。

②退任

平成29年6月23日開催の第143回定時株主総会終結の時をもって、常勤監査役の増田博明氏は任期満了により退任いたしました。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	人員(名)	報酬等の総額(百万円)
取締役	8	132
(うち社外取締役)	(2)	(10)
監査役	4	25
(うち社外監査役)	(2)	(12)
計	12	158

(注) 取締役の報酬等の総額には使用人兼務取締役の使用人分給与等は含まれておりません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役の青山昌樹氏、市橋健氏、監査役の藤本隆之氏、下河邊由香氏及び高橋正哉氏との間で会社法第423条第1項に定める株式会社に生じた損害を賠償する責任を限定する契約をそれぞれ締結しております。その内容の概要は、これらの取締役及び監査役の責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とするものであります。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

氏名	重要な兼職先	兼職先と当社との関係
下河邊 由香	新明和工業株式会社	新明和工業株式会社は当社の大株主です。

②当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
青山昌樹	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席し、金融機関等で培った知識経験等に基づき、当社の経営や企業統治に関する適切な意見を述べております。 この他、人事報酬委員会の委員長として議事の運営にあたりるとともに、社外の立場から助言や意見交換をいただくことにより、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。
市橋健	取締役就任後開催の取締役会10回の全てに出席し、メーカーにおける豊富なモノづくり経験及び販売会社における社長経験等に基づき、当社の経営の監督と重要事項の決定に関する適切な意見を述べております。 この他、人事報酬委員会にも出席し、社外の立場から助言や意見交換をいただくことにより、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。
下河邊由香	当事業年度開催の取締役会12回及び監査役会12回の全てに出席し、弁護士としての専門的な見地から有用な意見を述べております。この他、人事報酬委員会にも出席し、社外の立場から助言や意見交換をいただくことにより、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。
高橋正哉	当事業年度開催の取締役会12回及び監査役会12回の全てに出席し、公認会計士及び税理士としての専門的な見地から適宜発言を行っております。この他、人事報酬委員会にも出席し、社外の立場から助言や意見交換をいただくことにより、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区分	報酬等の額
①当社が支払うべき報酬等の額	21百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、東洋機械（常熟）有限公司は当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査役会が当社株主総会により選任された会計監査人につき、その解任または不再任の決定の判断を行うにあたっての方針を次のとおり定めております。なお、当該方針は平成28年3月25日開催の監査役会で承認されたものであります。

【決定方針】

- (i) 監査役会は、会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事案に応じ、監査役全員の同意により解任し、または、株主総会に提出する会計監査人の解任若しくは不再任に関する議案の内容を決定いたします。
 - ① 会社法第340条第1項第1号または第2号に定める事由に該当すると判断した場合
 - ② 上記①の他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から、適正に監査を遂行することが困難であると判断した場合
- (ii) 監査役会は、上記(i)の各事由の有無にかかわらず、より適切な監査環境を確保するため、当該会計監査人の最初の就任時から5年毎を目途として、当該会計監査人による監査継続の是非を検討し、その変更が妥当と判断したときは、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制等の整備について取締役会において決議しております。

① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社の子会社で構成される当社グループ（以下、当社グループという。）は企業行動基準をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規定を、取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための規範として制定する。また、コンプライアンス体制の維持・向上を図るため、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置してコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同委員会を中心に使用人へ周知する。さらに、反社会的勢力の排除を図る体制を整備する。監査室は、コンプライアンス・リスク管理委員会と連携の上、当社グループ内におけるコンプライアンスの遵守状況を監査する。法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらを開覧できるものとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループにおけるコンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署が、子会社を含めて規則・規程の制定、教育・研修の実施、マニュアルの作成・配布を行う。また、当社グループにおける組織横断的リスク状況の監視及び対応は各委員会ないし事務局となる窓口部署が行うものとし、当社グループ全体のリスク管理を行う。新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行が効率的に行われるために取締役会を毎月1回開催し、経営上の重要事項について審議、決定する。また、必要に応じて適宜臨時に開催し、速やかな審議・決定を行う。取締役の職務執行がより効率的に行われるため、執行役員制度を採用し、執行役員に分掌する職務に権限を委譲して業務執行が迅速に行われる体制とする。また、取締役及び執行役員で構成される経営会議を設置し、効率的な意思決定を行う。取締役会及び経営会議では、中期経営計画の策定、業績目標と予算の設定、月次業績のレビュー及び改善を促すことなどを審議する。各子会社について、当社内の対応窓口部署を定め、当該部署が子会社と一定の重要事項について、協議・情報交換を行うことを通じて、当社グループ全体における経営の健全性・効率性等の向上を図る。

⑤当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は子会社を含めて、コンプライアンス管理、リスク管理が行えるように、グループ一体となった体制を構築し、連結での業務の適正と効率を確保する。また、財務報告に関する内部統制の体制をグループ全体で整備している。重要な子会社については、定期的に経営の重要な事項及び業績に関する報告を行い、当社グループの業務の執行が効率的に行われることを確保する。当社の監査室は子会社の業務活動全般について内部監査の対象とする。

⑥監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役はその職務を補助する使用人を必要とした場合、監査室所属の職員及びその他の専門的な知識を有する職員に監査業務に必要な事項を命じることができるものとする。監査役より命じられた職員はその命じられた事項に関して、取締役、所属上長の指揮命令を受けないものとする。また、監査室等の監査役の職務を補助する使用人の人事考課は監査役の同意を得ることとする。

⑦当社及び子会社の取締役等及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役または使用人は、監査役会に対して、法定事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、法令及び定款違反、不正行為等の知りえた事実を報告する。子会社の取締役等及び使用人は監査役に直接内部通報できるものとする。また、子会社から内部通報を受けた者は監査役に全て報告する。監査役へ情報提供した者を、情報提供を理由として不利益な取扱いを行わない。監査役は、重要な意思決定プロセスや業務報告状況を把握するため、取締役会及び重要な会議に出席するとともに、稟議書類等の業務執行に係る重要文書を開覧し、取締役または使用人に対して説明を求めることができる。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、監査の実施にあたり必要と認める場合は独自に弁護士、会計士等の外部専門家から助言を受けることができる。また、監査役がその費用を請求したときは、当社はその費用を負担する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

- ①10月を企業倫理月間として定め、コンプライアンスに関する社長メッセージを社内報で発信するとともに、管理職向けのコンプライアンス講演会を実施しました。また、全従業員を対象に研修を実施し「東洋機械金属グループ行動基準」の徹底を図りました。
- ②各種研修、講演会やEラーニングを通じコンプライアンスについての知識・意識の向上を図りました。
- ③9月には当社グループ社員を対象に職場の働きやすさに関するアンケート調査を実施し、コンプライアンスに関する設問を設けることにより職場実態についての検証を行いました。また、内部通報窓口については通報者の匿名性への配慮のため、従来の社内窓口に加え、第三者である法律事務所を社外通報窓口として新たに設置し、社内に周知いたしました。
- ④毎月取締役会及び経営会議を開催して、法令や規則等で定められた事項並びに経営戦略、予算の策定、設備投資及び業績のフォロー等の業務執行上の重要な事項について審議しました。また、グループ経営会議等を通してグループ全体の情報共有や経営目標の進捗状況等のレビューを行いました。
- ⑤監査役会は12回開催し、監査方針及び監査計画を決定するとともに、それに基づく取締役や経営幹部の業務執行状況及び法令・定款等の遵守状況等について監査を実施しました。また、監査にあたっては、常勤監査役が主要会議等で入手した社内情報や監査室の業務監査結果等も踏まえて実施しました。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、株主各位に対して安定的な配当の維持及び適正利益還元を基本としています。内部留保につきましては、長期展望に立った新規事業の開発活動及び経営体質の効率化・省力化のための投資等に活用し、企業体質と企業競争力のさらなる強化に取り組んでまいります。

配当については、収益の向上と経営基盤の強化を図りつつ、安定的な配当と収益に応じた配当とのバランスを考慮して決定しております。

当期の期末配当に関しては次のとおりであります。

- ・ 1株当たり配当金額：普通株式1株につき15円
- ・ 配当総額：282,039,300円
- ・ 効力発生日：平成30年6月25日

尚、中間配当を次のとおり実施しております。

- ・ 配当総額：188,027,000円（普通株式1株につき10円）
- ・ 実施日：平成29年12月4日

本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	20,236	流動負債	8,654
現金及び預金	4,460	支払手形及び買掛金	4,050
受取手形及び売掛金	7,323	電子記録債務	1,117
電子記録債権	1,270	短期借入金	600
商品及び製品	2,769	1年内返済予定の長期借入金	350
仕掛品	2,509	未払費用	713
原材料及び貯蔵品	422	未払法人税等	441
繰延税金資産	290	繰延税金負債	0
その他	1,205	製品保証引当金	146
貸倒引当金	△14	役員賞与引当金	41
		その他	1,192
固定資産	7,576	固定負債	3,007
有形固定資産	6,573	長期借入金	500
建物及び構築物	3,876	退職給付に係る負債	2,495
機械装置及び運搬具	1,799	その他	11
工具、器具及び備品	109		
土地	780	負債合計	11,661
リース資産	7		
建設仮勘定	0	(純資産の部)	
無形固定資産	384	株主資本	15,751
ソフトウェア	197	資本金	2,506
ソフトウェア仮勘定	60	資本剰余金	2,028
その他	126	利益剰余金	12,000
投資その他の資産	619	自己株式	△783
投資有価証券	202	その他の包括利益累計額	173
破産更生債権等	0	その他有価証券評価差額金	62
繰延税金資産	280	為替換算調整勘定	170
退職給付に係る資産	99	退職給付に係る調整累計額	△59
その他	37	非支配株主持分	227
貸倒引当金	△0	純資産合計	16,152
資産合計	27,813	負債・純資産合計	27,813

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		30,878
売 上 原 価		23,545
売 上 総 利 益		7,332
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,274
営 業 利 益		2,057
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	14	
固 定 資 産 賃 貸 料	67	
そ の 他	28	111
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1	
固 定 資 産 除 却 損	9	
固 定 資 産 賃 貸 費 用	8	
為 替 差 損	10	
そ の 他	8	38
経 常 利 益		2,130
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	56	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	3	59
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,189
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	779	
法 人 税 等 調 整 額	△25	753
当 期 純 利 益		1,436
非支配株主に帰属する当期純利益		28
親会社株主に帰属する当期純利益		1,407

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成29年4月1日残高	2,506	2,028	10,968	△783	14,720
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△376		△376
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,407		1,407
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額 合計	—	—	1,031	△0	1,031
平成30年3月31日残高	2,506	2,028	12,000	△783	15,751

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換 算調 整勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計
平成29年4月1日残高	56	0	92	△80	69
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					
親会社株主に帰属する 当期純利益					
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	6	△0	77	20	104
連結会計年度中の変動額 合計	6	△0	77	20	104
平成30年3月31日残高	62	—	170	△59	173

(単位：百万円)

	非支配株主持分	純資産合計
平成29年4月1日残高	186	14,976
連結会計年度中の変動額		
剰余金の配当		△376
親会社株主に帰属する 当期純利益		1,407
自己株式の取得		△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	40	145
連結会計年度中の変動額 合計	40	1,176
平成30年3月31日残高	227	16,152

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	16,720	流動負債	9,036
現金及び預金	2,947	買掛金	4,778
受取手形	1,554	電子記録債権	1,060
売掛金	1,270	短期借入金	800
商品及び製品	5,938	1年以内返済予定の長期借入金	350
仕掛品	1,926	未払金	220
原材料及び貯蔵品	1,892	未払費用	589
前払費用	184	未払法人税等	335
未収入金	25	役員賞与引当金	41
未収消費税	20	製品保証引当金	143
短期貸付金	538	前受り金	469
繰延税金資産	203	預備金	74
その他の当座預金	229	設備関係の未払金	75
貸倒引当金	4	その他	99
	△15		
固定資産	7,744	固定負債	2,536
有形固定資産	6,088	長期借入金	500
建物	3,352	退職給付引当金	2,025
構築物	93	その他	11
機械及び装置	1,752	負債合計	11,573
車両運搬具	7		
工具、器具及び備品	93	(純資産の部)	
土地	780	株主資本	12,828
リース資産	7	資本剰余金	2,506
建設仮勘定	0	資本剰余金	2,028
無形固定資産	235	資本準備金	2,028
ソフトウェア	169	その他資本剰余金	0
ソフトウェア仮勘定	60	利益剰余金	9,076
その他の資産	5	利益準備金	203
投資その他の資産	1,420	その他利益剰余金	8,873
投資有価証券	202	固定資産圧縮積立金	746
関係会社株権	68	別途積立金	3,750
関係会社出債	828	繰越利益剰余金	4,376
破産更生債権等	0	自己株式	△783
前払年金費用	37	評価・換算差額等	62
繰延税金資産	266	その他有価証券評価差額金	62
その他の当座預金	17		
貸倒引当金	△0		
資産合計	24,464	純資産合計	12,890
		負債・純資産合計	24,464

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		27,861
売 上 原 価		22,339
売 上 総 利 益		<u>5,521</u>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,411
営 業 利 益		<u>1,110</u>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	408	
そ の 他	163	572
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1	
為 替 差 損	7	
そ の 他	24	33
経 常 利 益		<u>1,648</u>
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	56	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	3	59
税 引 前 当 期 純 利 益		<u>1,708</u>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	513	
法 人 税 等 調 整 額	△40	472
当 期 純 利 益		<u><u>1,235</u></u>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
平成29年4月1日残高	2,506	2,028	0	2,028	203
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩					
剰余金の配当					
当期純利益					
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—
平成30年3月31日残高	2,506	2,028	0	2,028	203

(単位：百万円)

	株主資本				
	利益剰余金				自己株式
	その他利益剰余金			利益剰余金合計	
	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
平成29年4月1日残高	749	3,750	3,514	8,217	△783
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩	△3		3	—	
剰余金の配当			△376	△376	
当期純利益			1,235	1,235	
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	△3	—	862	859	△0
平成30年3月31日残高	746	3,750	4,376	9,076	△783

(単位：百万円)

	株主資本	評価・換算差額等			純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
平成29年4月1日残高	11,969	56	0	56	12,025
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩	—				—
剰余金の配当	△376				△376
当期純利益	1,235				1,235
自己株式の取得	△0				△0
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純額)		6	△0	6	6
事業年度中の変動額合計	859	6	△0	6	865
平成30年3月31日残高	12,828	62	—	62	12,890

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月18日

東洋機械金属株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 荒 井 巖 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 児 玉 秀 康 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋機械金属株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋機械金属株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月18日

東洋機械金属株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 荒 井 巖 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 児 玉 秀 康 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋機械金属株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第144期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第144期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月25日

東洋機械金属株式会社 監査役会

常勤監査役 藤本隆之 ⑩

社外監査役 下河邊由香 ⑩

社外監査役 高橋正哉 ⑩

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	そ がめ かず のり 十 亀 和 則 (昭和35年3月27日生)	昭和57年4月 当社入社 平成17年4月 北関東支店長 平成20年4月 東アジア部長 平成21年4月 海外営業本部長兼東アジア部長 平成22年1月 執行役員 営業本部長兼東アジア部長 平成23年6月 取締役 営業本部長兼事業戦略本部長 平成24年5月 取締役 営業本部長兼事業戦略本部長兼営業企画部長 平成26年4月 取締役 営業本部長兼事業戦略本部長 平成26年5月 取締役 営業本部長 平成26年6月 代表取締役社長（現在） 【取締役候補者とした理由】 十亀和則氏は、代表取締役として当社グループの経営全般を統括し、豊富な経験と幅広い知見に基づき経営の監督と重要事項の意思決定を適切に行ってまいりました。引き続き代表取締役として、企業価値向上の実現のために最適な人材であると判断しましたので、取締役として選任をお願いするものであります。	23,600株
2	さ の みつる 佐 野 充 (昭和34年8月4日生)	昭和57年4月 当社入社 平成16年10月 製造部長 平成20年10月 製造調達本部長兼製造部長 平成21年4月 執行役員 製造調達本部長兼製造部長 平成22年3月 執行役員 生産統括本部長 平成23年6月 取締役 生産統括本部長 平成26年6月 常務取締役 生産統括本部長（現在） 【取締役候補者とした理由】 佐野充氏は、長年に亘り工場運営に携わり、生産体制の確立に努めてきました。また、豊富な経験と高い見識に基づき、経営の監督と重要事項の決定に関与しています。これらの経験や知識を生かすことにより、企業価値向上に寄与する人材と判断しましたので、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	31,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	たばた よしあき 田 畑 禎 章 (昭和36年10月30日生)	昭和60年4月 当社入社 平成14年4月 海外営業本部中国部長 平成15年10月 海外営業本部アジア部長 平成23年6月 執行役員 営業本部副本部長兼南アジア営業部長兼 欧米営業部長 平成25年1月 執行役員 営業本部副本部長 平成26年6月 取締役 海外営業本部長 平成27年1月 取締役 営業統括本部長兼海外営業本部長 (現在)	11,400株
		【取締役候補者とした理由】 田畑禎章氏は、長年に亘り営業部門のリーダーとして売上の拡大に寄与してきました。また、豊富な海外経験と高い見識に基づき、経営の監督と重要事項の決定に関与しています。これらの経験や知識を生かして、企業価値向上に寄与する人材と判断しましたので、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	
4	くに まつ きよし 国 松 清 (昭和35年2月15日生)	昭和58年4月 当社入社 平成21年4月 プラスター設計部長 平成21年8月 調達部長 平成22年3月 製造調達本部長 平成22年6月 執行役員 製造調達本部長 平成23年6月 取締役 製造調達本部長兼グローバル調達室長 平成26年5月 取締役 製造調達本部長 (現在)	12,600株
		【取締役候補者とした理由】 国松清氏は、製造及び調達部門のリーダーとして、生産性向上やコスト低減に努めてきました。また、豊富な経験と高い見識に基づき、経営の監督と重要事項の決定に関与しています。これらの経験や知識を生かすことにより、企業価値向上に寄与する人材と判断しましたので、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	
5	すな もと かず み 砂 元 一 水 (昭和32年9月9日生)	昭和56年4月 (株)日立製作所入社 平成15年4月 阪神エレクトリック(株)(現 日立オートモティブシステムズ阪神(株))総務部長 平成23年4月 当社総務部長 平成23年6月 執行役員 総務部長 平成25年6月 取締役 管理本部長兼総務部長 平成28年4月 取締役 管理本部長 (現在)	13,800株
		【取締役候補者とした理由】 砂元一水氏は、管理部門を管轄し、コーポレートガバナンスの強化に努めてきました。また、幅広い経験と高い見識に基づき、経営の監督と重要事項の決定に関与しています。これらの経験や知識を生かすことにより、企業価値向上に寄与する人材と判断しましたので、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	<p>もり 森 かつ み 巳 (昭和35年6月20日生)</p>	<p>昭和58年4月 当社入社 平成20年10月 プラスター営業技術部長 平成21年8月 開発技術部長兼プラスター設計部長 平成22年6月 執行役員 開発技術本部長 平成25年4月 執行役員 開発技術本部長兼プラスター第1設計部長兼技術管理部長 平成26年2月 執行役員 技術本部長 平成26年6月 取締役 技術本部長 平成27年4月 取締役 プラスター技術本部長(現在)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 森克巳氏は、長年に亘り技術部門のリーダーとして、製品・技術の開発業務や顧客への技術サポートに努めてきました。また、豊富な経験と高い見識に基づき、経営の監督と重要事項の決定に関与しています。これらの経験や知識を生かすことにより、企業価値向上に寄与する人材と判断しましたので、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	11,600株
7	<p>あお やま まさ き 青 山 昌 樹 (昭和28年9月29日生)</p>	<p>昭和51年4月 三井信託銀行(現 三井住友信託銀行)入社 平成11年10月 同社大津支店長 平成13年7月 中央三井信託銀行(現 三井住友信託銀行)融資部長 平成16年4月 三洋化成工業(財務グループ)長 平成17年9月 三信振興(大阪支店損害保険)部長 平成19年6月 同社 取締役大阪支店長 平成24年10月 三泉トラスト保険サービス(取締役執行役員) 平成27年6月 当社取締役(現在)</p> <p>【社外取締役候補者とした理由】 青山昌樹氏は、出身の金融機関等の経歴を通して培った豊富な知識や経験等を生かし、取締役会では積極的な発言や提言を行っていただいております。引き続き経営の監督をしていただくことが当社の企業価値向上に必要と判断しましたので、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって3年となります。</p>	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
8	いち はし けん 市 橋 健 (昭和25年9月6日生)	昭和50年4月 日立金属(株)入社 平成10年6月 同社 安来工場技術部長 平成15年5月 同社 安来工場長 平成17年4月 同社 事業役員特殊鋼カンパニープレジデント 平成19年4月 同社 事業役員常務特殊鋼カンパニープレジデント 平成21年4月 日立金属アドメット(株)(現 日立金属商事(株)) 取締役副社長 平成21年6月 同社 代表取締役社長 平成26年6月 同社 代表取締役社長退任 平成29年6月 当社取締役(現在) 【社外取締役候補者とした理由】 市橋健氏は、メーカーにおける豊富なモノづくり経験及び販売会社における社長経験を生かし、経営の監督と重要事項の決定等に役割を果たしていただいております。引き続き経営の監督をしていただくことが当社の企業価値向上に必要と判断しましたので、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって1年となります。	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 青山昌樹氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 市橋健氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。なお、同氏が在籍していた日立金属アドメット株式会社(現 日立金属商事株式会社)は当社を取引先としていますが、同氏が日立金属アドメット株式会社の代表取締役社長を平成26年6月21日に退任して4年を経過することから、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。
4. 当社は、社外取締役候補者の青山昌樹氏及び市橋健氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。当社は、青山昌樹氏及び市橋健氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

[独立性判断基準]

当社は、社外取締役、社外監査役の独立性を確保するため、独立社外役員選任基準を次の通り定めています。

1. 当社及び当社グループ会社の業務執行者でなく、かつ、過去にも同様に業務執行者であったことがないこと。
2. 当社の議決権所有割合10%以上を保有する主要株主またはその重要な業務執行者（取締役、執行役及び執行役員）でないこと。
3. 当社の主要な取引先（直近事業年度において当社との取引における当社への対価の支払額が当社の連結売上高の2%超）における重要な業務執行者でないこと。
4. 当社を主要な取引先とする者（直近事業年度において当社との取引における当社からの対価の支払い額がその者の連結売上高の2%超）の業務執行者でないこと。
5. 当社の主要な金融機関（過去3年間において借入額が連結総資産の2%超）における重要な業務執行者でないこと。
6. 当社から役員報酬以外に多額の報酬または寄付（直近事業年度において、年間1千万円以上または連結総資産の2%超）を受けている個人や法人の重要な業務執行者でないこと。
7. 当社及び当社グループ会社の業務執行者の親族関係（3親等以内）でないこと。
8. 過去3年間のいずれかの時点において、上記2～7の何れかに該当する者でないこと。

第2号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役の下河邊由香氏及び高橋正哉氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	しもこうべ ゆか 下河邊 由香 (昭和38年3月6日生)	平成8年4月 弁護士登録（大阪弁護士会所属） 宮崎綜合法律事務所（現 弁護士法人宮崎綜合法律事務所）入所 平成15年4月 松並法律事務所入所 平成18年6月 新明和工業㈱社外監査役（現在） 平成26年6月 当社社外監査役（現在） [重要な兼職の状況] 新明和工業㈱社外監査役 【社外監査役候補者とした理由】 下河邊由香氏は弁護士としての豊富な実務経験に基づき、企業法務をはじめ法務全般に関する専門的な知見を有しておられることから、主として法的な観点から客観的かつ公正な監査及び取締役会に対する有益な意見をいただけてきました。引き続き監査役をしていただくことがガバナンス上必要と判断し、社外監査役候補者としたものであります。なお、同氏の当社社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって4年であります。	0株
2	たか はし まさ や 高橋 正哉 (昭和54年2月28日生)	平成15年10月 新日本監査法人（現 新日本有限責任監査法人） 入所 平成19年7月 公認会計士登録 平成23年2月 株式会社G TM総研入社 平成24年11月 高橋正哉公認会計士事務所設立（現在） 平成25年4月 税理士登録 平成26年6月 当社社外監査役（現在） 【社外監査役候補者とした理由】 高橋正哉氏は公認会計士及び税理士としての企業会計に精通する専門家の見地のほか、経営全般に関する高い見識を有しており、公正な監査及び取締役会に対する有益な意見をいただけることが期待できるものと判断し、社外監査役候補者としたものであります。なお、同氏の当社社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって4年であります。	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 下河邊由香氏及び高橋正哉氏の両名は社外監査役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 当社は、社外監査役候補者の下河邊由香氏及び高橋正哉氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。当社は、下河邊由香氏及び高橋正哉氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 候補者の下河邊由香氏は、新明和工業㈱社外監査役を平成30年6月に退任予定であります。

第3号議案 監査役補欠者2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、監査役補欠者2名の選任をお願いいたしたいと存じます。当該監査役補欠者の候補者のうち、原敬介氏は社外監査役以外の監査役の補欠の監査役として、荻窪輝明氏は社外監査役の補欠の監査役として、それぞれ選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役補欠者の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	はら けい すけ 原 敬 介 (昭和30年3月11日生)	昭和56年4月 当社入社 平成17年4月 設計統括部電気・ソフト担当部長 平成20年10月 海外品質保証支援部主管技師 平成21年4月 監査室長 平成28年4月 監査室員(現在) 【補欠監査役候補者とした理由】 原敬介氏は、7年間当社監査室長としての経験があり、また、現在も監査関係業務に従事しており、豊富な知識・経験を生かして、監査業務を適切に遂行できるものと判断しております。	4,000株
2	おぎ くぼ てる あき 荻 窪 輝 明 (昭和52年7月22日生)	平成13年4月 いちよし証券株式会社入社 平成19年12月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 平成23年9月 公認会計士登録 平成23年10月 みらいコンサルティング株式会社入社 平成24年12月 税理士登録 平成25年1月 仰星監査法人入所(現在) 【補欠の社外監査役候補者とした理由】 荻窪輝明氏は、公認会計士及び税理士としての専門知識、経験等を当社の監査体制に生かしていただきたいためであります。また、同氏は前述の実務経験を有し、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 補欠の監査役候補者荻窪輝明氏は社外監査役候補者であります。
3. 当社は荻窪輝明氏が監査役に就任した場合、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
4. 原敬介氏及び荻窪輝明氏が監査役に就任した場合、当社は両氏と責任限定契約を締結する予定であります。その内容の概要は監査役会の責任を会社法第425条第1項の定める最低責任限度額とするものであります。
5. 補欠の監査役候補者荻窪輝明氏は、仰星監査法人を平成30年6月に退社し独立する予定であります。

第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件

当社の取締役の報酬額については、平成29年6月23日開催の第143回定時株主総会において、年額2億円以内（うち社外取締役は2千万円以内とし、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与を含みません。）とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたしたいと存じます。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額1億円以内といたします。ただし、当該報酬額は、対象取締役に対して、原則として、中期経営計画の対象期間である3事業年度の初年度に、3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しております。なお、中期経営計画の対象期間である3事業年度の途中で就任した対象取締役に対しては、その就任時点から中期経営計画の対象期間である3事業年度の最終年度の末日時点までの期間にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給することを想定しております。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分は取締役会にて決定することといたします。なお、現在の取締役は8名（うち社外取締役2名）であり、第1号議案が承認可決されますと、8名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年150,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、大要以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします（本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式を、以下「本株式」といいます。）。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本株式の割当てを受けた日から1年間から3年間までの間で当社の取締役会が予め定めた期間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

- ① 対象取締役が継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間の満了をもって譲渡制限を解除する。ただし、死亡、任期満了により退任した場合、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、譲渡制限を解除する本株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- ② 本譲渡制限期間に対応する中期経営計画における、株主資本利益率（ROE）による業績条件を設定し、その達成度合いに応じた割合の本株式の譲渡制限を解除する。

(3) 無償取得事由

- ① 対象取締役が、本譲渡制限期間の満了日までに、当社の取締役の地位から退任した場合には、死亡、任期満了その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合を除き、当社は本株式の全部を無償で取得する。
- ② ①の他、本譲渡制限期間の満了日までに譲渡制限を解除されなかった本株式を、当社は無償で取得する。
- ③ その他の無償取得事由は、当社の取締役会決議に基づき、本割当契約に定めるところによる。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始から当該承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。
当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- （1）インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
※「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- （2）パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、T L S暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合がございます。
- （3）携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、T L S暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- （4）インターネットによる議決権行使は、平成30年6月21日（木曜日）の午後4時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等ございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- （1）議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- （2）株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- （3）株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- （1）郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- （2）インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以上

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

＜機関投資家の皆様へ＞

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）におかれましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

第144回 定時株主総会会場ご案内図

会場 兵庫県明石市松の内2丁目2番地

ホテルキャッスルプラザ

3階「祥福の間」

電話 (078) 927-1111

